



定期第327号 令和3年5月21日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
345	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	秘書課
346	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
347	同	同
348	同	同
349	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	税務課
350	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
351	介護老人保健施設の開設を許可した件	同
352	介護老人保健施設の廃止について届出があった件	同
353	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
354	基本測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
355	公共測量を終了した旨の通知があった件	同
356	公共測量を実施する旨の通知があった件	同
357	同	同

【告示】

番号	表	題	担当課名
358		道路の区域を変更する件	道路整備課
359	同		同

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
25		地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
26		地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
27		地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の吉野川選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
28		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【海区漁業調整委員会指示】

番号	表	題	担当課名
3		漁業法の規定に基づき徳島県海域におけるせん漁業の操業について指示する件	
4		漁業法の規定に基づき徳島県海域におけるいせえびかご漁業及び類似漁業の操業の禁止について指示する件	

【収用委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
2		収用の裁決手続の開始を決定した件	

徳島県告示第三百四十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
県広報番組「旬感！あわだより」の制作・放送 五十本
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部秘書課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和三年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
四国放送株式会社
徳島市中徳島町二丁目五番地二
- 五 契約金額
七十四万五千八百円（一本当たり）
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第三百四十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
徳島県立総合看護学校ほか十六施設で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 三、六三七、二〇〇キロワットアワー
契約電力 仕様書による。
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和三年四月二十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
東京都中央区日本橋二丁目一一 二
- 五 落札金額
五千六百四十七万三千八百八十三円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和三年三月二日

徳島県告示第三百四十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊ほか十一施設で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 三、六〇三、九〇〇キロワットアワー
契約電力 仕様書による。
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和三年四月二十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
東京都中央区日本橋二丁目一一 二
- 五 落札金額
五千六百七十四万千十八円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和三年三月二日

徳島県告示第三百四十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 落札に係る物品等の名称及び数量

徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎ほか十施設で使用する電

気

調達期間における予定使用電力量の合計 一、三〇一、一〇〇キロワットアワー

契約電力 仕様書による。

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和三年四月二十六日

四 落札者の氏名及び住所

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

東京都中央区日本橋二丁目一 二

五 落札金額

二千百九十三万二千二百二十五円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和三年三月二日

徳島県告示第三百四十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
県税トータルシステムの運用維持管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部税務課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和三年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社
東京都港区港南二丁目一五番三号
- 五 契約金額
三千四百三十八万五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

徳島県告示第三百五十号
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。
 令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
医療法人小笠原会	阿波市市場町市場字町筋一七二番地一	介護老人保健施設リブイン・クローバー	阿波市市場町市場字町筋一七二番地一	短期入所療養介護	令和三年三月二十五日	令和三年四月三十日

徳島県告示第三百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を許可したので、次のとおり告示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

介護老人保健施設		名 称	介護老人保健施設
阿波市市場町市場字町筋一七二番地一		所 在 地	阿波市市場町市場字町筋一七二番地一
医療法人芳越会		開 設 者	医療法人芳越会
介護老人保健施設		種 類	サービスの種類
令和三年五月一日		許 可 年 月 日	令和三年五月一日

徳島県告示第三百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第二項の規定により、介護老人保健施設の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

介 護 老 人 保 健 施 設		名 称	所 在 地
開 設 者	介 護 老 人 保 健 施 設		
サ ー ビ ス の 種 類	医 療 法 人 小 笠 原 会	阿 波 市 市 場 町 市 場 字 町 筋 一 七 二 番 地 一	
廃 止 年 月 日	介 護 老 人 保 健 施 設	令 和 三 年 四 月 三 十 日	

徳島県告示第三百五十三号
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。
 令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

医療法人小笠原会	名 称	指定介護予防サービス事業者	介護老人保健施設 ブイン・クローバー	阿波市市場町市場字町筋一 七二番地一	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
	所 在 地	指定介護予防サービス事業を行う事業所					

徳島県告示第三百五十四号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測量の種類	測量をする地域	測量をする期間
基本測量（航空重力測量）	徳島県全域	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで

徳島県告示第三百五十五号

藍住町長から、令和二年徳島県告示第四百三十一号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和三年三月三十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第三百五十六号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測量の種類	測量をする地域	測量をする期間
公共測量（用地測量）	三好市池田町	令和三年四月一日から 令和三年六月三十日まで

徳島県告示第三百五十七号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	三好市西祖谷山村地内	令和三年四月十二日から 令和三年六月三十日まで

徳島県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和三年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

16	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		徳島上那賀	小松島市田浦町字前山一 番一地从先から 徳島市飯谷町高良二六番 一―地先まで	新 旧	一三・一〇二八・八 六・七〇二八・八	一七二・二 一七二・二

徳島県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和三年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

4 0	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		徳島空港	板野郡松茂町中喜来字前 原東参番越二一番七地先 から 同 北島町太郎八須字 同 北島町太郎八須字 宮ノ西一番四地先まで	新	旧 一五・三丁四六・五	一、三六六・八
			同	新	一五・三丁四六・五	一、三六六・八

徳島県選挙管理委員会告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和三年五月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一一、五四六人

徳島県選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年五月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一七一、二二四人

徳島県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の吉野川選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和三年五月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
吉野川	一一、五五四人

徳島県選挙管理委員会告示第二十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年五月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一七一、二二四人

徳島海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、徳島県海域におけるせん漁業（たこつぼ漁業並びにいせえびかご漁業及びその類似漁業を除く。）の操業について、次のとおり指示する。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合は、この限りではない。

令和三年五月二十一日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

（操業禁止区域）

第一条 次に掲げる区域以外の区域においては、せん漁業を営んではならない。

一 次のア及びイを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域のうち徳島県海域

ア 北緯三十四度十四分十五秒東経百三十四度三十四分十五秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）

イ 香川県東かがわ市翼山頂上

二 次のア、イ及びウを順次に結んだ二直線とエ、オ、カ及びキを順次に結んだ三直線並びに最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域のうち徳島県海域

ア 兵庫県南あわじ市丸山埼西端

イ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端

ウ 北緯三十四度十四分十五秒東経百三十四度三十四分十五秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）

エ 兵庫県南あわじ市釣島鼻突端

オ エと徳島県鳴門市中瀬灯標中心点とを結んだ直線とカと鳴門海峡中瀬高ばえ東端とを結んだ直線との交点

カ キと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上キから千メートルの点

キ 徳島県鳴門市大磯埼東端

三 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域

ア 徳島県鳴門市大磯埼東端

イ アと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上アから千メートルの点

ウ 徳島県小松島市根井鼻東端

エ 徳島県小松島市徳島小松島港中防波堤（通称一文字）北端

四 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次に結んだ七直線とケ、コ及びサを順次に結んだ二直線並びに最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域

ア 徳島県小松島市徳島小松島港中防波堤（通称一文字）南端

イ アと徳島県小松島市旧和田島飛行場突堤突端とを結んだ直線上同突堤突端から五百メートルの点

ウ 徳島県小松島市立江川河口左岸東南端とイとを結んだ延長線と徳島県徳島市徳島

小松島港津田外防波堤東端とエとを結んだ直線との交点

エ 徳島県阿南市三ツ石頂上

オ エと徳島県阿南市舟磯灯標中心点とを結んだ直線と同市燕礁頂上とカとを結んだ

直線との交点

カ 徳島県阿南市裸島頂上

キ カと徳島県阿南市燧崎突端とを結んだ直線と同市野々島東端とクとを結んだ直線との交点

ク 徳島県阿南市舞子島通称中崎ノ鼻突端

ケ 徳島県阿南市舞子島マツガシノ鼻突端

コ ケと徳島県阿南市一ツ目頂上とを結んだ直線とサと和歌山県日高郡美浜町日ノ御埼灯台中心点とを結んだ直線との交点

サ 徳島県阿南市蒲生田岬灯台中心点

五 徳島県阿南市伊島、前島及び棚子島の周辺最大高潮時海岸線から三千メートルの距離の線以内の海域

六 徳島海区のうち、徳島県蒲生田岬と和歌山県日の御埼とを結ぶ直線以南の海域（以下「紀伊水道沖合海域」という。）の水深三百メートル以浅の海域

（操業制限区域）

第二条 前条の操業禁止区域以外の区域のうち、区画若しくは共同漁業権の漁場区域内においてはその漁業権者の同意を得ずにせん漁業を営んではならない。

（届出等）

第三条 第一条に規定する操業禁止区域以外でせん漁業を営もうとする者は、次に掲げる海域ごと及び船舶ごとに、第二項に定める書類を添えて、操業開始予定日の三日前までに、その所属する漁業協同組合を経由して、徳島海区漁業調整委員会に届け出なければならない。ただし、前条の操業制限区域において、漁業権者の同意を得て、せん漁業を営む者についてはこの限りでない。

一 播磨灘海域（徳島県孫崎と兵庫県門崎とを結ぶ直線以北の海域）

二 紀伊水道海域（徳島県孫崎と兵庫県門崎とを結ぶ直線以南で徳島県蒲生田岬と和歌山県日の御埼とを結ぶ直線以北の海域）

三 紀伊水道沖合海域

2 届出の際には次の書類を提出するものとする。

一 届出書（様式は別に定める。）

二 届出をする者の所属する漁業協同組合の長の副申書（様式は別に定める。）

三 使用する船舶の漁船登録票の写し

3 徳島海区漁業調整委員長は、第一項の規定による届出をした者に対して、別に定める様式の届出済証を交付する。

4 第一項の規定による届出をした者は、操業に際し、前項の届出済証を携帯するとともに、別に定める様式の標識を船体両側面の見やすい箇所に表示し、漁具の浮標に氏名及び所属する漁業協同組合の名称を記載しなければならない。

（指示の有効期間）

第四条 この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

（雑則）

第五条 この指示に定めるもののほか、この指示の施行に関し必要な事項は、徳島海区漁

業調整委員会が別に定める。

(R3.5.21 委員会指示第3号第3条第2項第1号の様式)
せん 漁 業 操 業 届 出 書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長 殿

住所
氏名

印

下記によりせん漁業を操業いたしますので、関係書類を添えて提出します。
なお、操業にあたっては他漁業との間で問題が発生しないように努めます。

記

1 使用する船舶

- (1) 漁船登録番号
- (2) 船 名
- (3) 船舶総トン数

2 操業海域

3 操業予定期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 漁業根拠地

(R3.5.21 委員会指示第3号第3条第2項第2号の様式)
副 申 書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長 殿

住所
漁業協同組合
代表理事組合長 印

このたび本漁業協同組合所属の下記の 名が、せん漁業の操業を行うにあたって、他漁業との間で問題が発生しないように指導いたしますので、よろしく申し上げます。

氏名	住所	船名	漁船登録番号	トン数

(R3.5.21 委員会指示第 3 号第 3 条第 3 項の様式)

証第 号

せん漁業届出済証

住所
氏名

- 1 使用する船舶
- (1) 漁船登録番号
- (2) 船名
- (3) 船舶総トン数

2 操業海域

3 操業期間

4 漁業根拠地

年 月 日付で上記の内容を含む届出があったことを証明する。

年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長



(R3.5.21 委員会指示第3号第3条第4項の様式)

届出によって操業する場合に掲げる標識は次のとおりとする。

徳島せん証第 号

(たて10cm、よこ50cm以上)

徳島せん
証第 号

(たて20cm、よこ30cm以上)

徳島海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和三年五月二十一日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

（操業の禁止）

第一条 徳島県海域においては「いせえびかご漁業及び類似漁業」は旨んではならない。

（指示の有効期間）

第二条 この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

徳島県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和三年五月二十一日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 一級河川吉野川水系吉野川及び加茂谷川改修工事（加茂第二堤防）並びにこれに伴う町道、一級河川、農業用排水路及び農業用排水路付替工事

- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県三好郡東みよし町加茂

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
二五一番一	山林	一四〇 平方メートル	一二六・三四 平方メートル	一〇九・〇九 平方メートル

- 四 土地所有者の氏名、住所等

別記のとおり

- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

- 六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和三年五月十一日

別記

土地登記記録名義人（亡）宮成クラ 法定相続人

法定相続分十二分の一

福永 麗子 徳島県美馬市脇町字小星六一一番地二

法定相続分十二分の一

國見 千鶴子 兵庫県西宮市松ヶ丘町一〇番一三号

法定相続分十二分の一

前川 恵美子 東京都江東区南砂二丁目三番七・七一九号

法定相続分十二分の一

脇 敦子 奈良県奈良市青山八丁目七六番地

法定相続分十二分の一

宮本 暁代 兵庫県西宮市古川町三番一〇・六〇八号

法定相続分十二分の一

宮本 一二三 徳島県三好市三野町加茂野宮九三四番地三

法定相続分十四分の一

宮成 暉夫 徳島県三好郡東みよし町加茂四七六番地二

法定相続分十四分の一

岡田 昌也 兵庫県宝塚市花屋敷荘園四丁目二番一三号

ただし、住民票の住所 兵庫県川西市栄町九番一・G一〇四号

法定相続分十四分の一

宮成 秀行 兵庫県川西市花屋敷二丁目一四番一五・E二〇五号

法定相続分二十八分の一

濱下 靖子 大阪府高槻市松が丘二丁目一五番一号 ファミール松ヶ丘A棟二〇二号

法定相続分二十八分の一

反橋 智子 大阪府高槻市大蔵司二丁目四九番一〇号

法定相続分十四分の一

宮成 政明 大阪府豊中市豊南町西二丁目一六番一〇号

法定相続分二十八分の一

濱本 志保利 大阪市大正区泉尾二丁目二七番二号 サンコーヴァンテアン泉尾七〇三

号

法定相続分二十八分の一

濱本 香里 大阪市大正区三軒家東五丁目九番三号 タケシタ・ビル三〇一号

法定相続分十四分の一

岡本 三千代 兵庫県川西市山下町八番六号